

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第 12 号

(所 管) 教職員人事部 教職員企画課

| | |
|---------------------|--|
| 件 名 | 堺市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正について |
| 提 案 理 由 | 堺市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正について、所要の改正を行うため、本件を提出するものである。 |
| 議案 (報告) の 概要又は要旨 | 1 改正の趣旨 令和7年度の人事委員会勧告に基づく堺市職員の給与に関する条例 (昭和29年条例第6号) の一部改正を踏まえ、駐車場等に係る通勤手当の支給に関する事項等について定めることとし、所要の改正を行うものであること。 2 改正の内容 駐車場等の通勤手当に係る届出が必要な場合、支給対象となる駐車場等及び支給額を定めるもの 3 施行期日 令和8年4月1日から施行するものであること。 |
| 備 考 | |
| 議決後必要となる取組 | この案件の教育委員会議決後は、 <input checked="" type="checkbox"/> 上記案により、公布する。 <input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会 (定例会・臨時会) に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 <input type="checkbox"/> その他 () |

議案第 12 号

堺市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正について

堺市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正について、次のとおり議決する。

令和 8 年 3 月 27 日
堺市教育委員会
教育長 関 百合子

(案)

堺市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

堺市立学校職員の通勤手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、堺市職員の通勤手当に関する規則（平成18年規則第95号。以下「市規則」という。）第2条第7号に規定する場合に係るものであるときは、教育委員会が必要と認める書類を添付しなければならない。

第2条第1項第1号中「堺市職員の通勤手当に関する規則（平成18年規則第95号。以下「市規則」という。）」を「市規則」に改める。

第10条第1項中「別表第7」を「別表第7の備考1」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（準用職員給与条例別表第7の備考2の規則で定める施設等及び額）

第10条の2 準用職員給与条例別表第7の備考2に規定する教育委員会規則で定めるものは、市規則第10条の4第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「教育委員会」と、「条例第16条第2項」とあるのは「準用職員給与条例第16条第2項」と、「条例別表第7」とあるのは「準用職員給与条例別表第7」と読み替えるものとする。

第12条第1項第2号中「第2条第2号」の次に「又は第7号」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日の前日においてこの規則による改正後の堺市立学校職員の通勤手当に関する規則（以下「改正後の教育委員会規則」という。）第10条の2において準用する市規則第10条の4第1項に規定する駐車場等を利用していた職員であって、施行日において準用職員給与条例第17条第1項第2号又は第3号に規定する職員たる要件を具備しているものが引き続き当該駐車場等の利用を継続する場合は、施行日において当該駐車場等の利用を開始したものとみなして、改正後の教育委員会規則の規定を適用する。

堺市立学校職員の通勤手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第18号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|--|
| <p>(届出)</p> <p>第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その通勤の実情を速やかに校長（准校長及び園長を含む。次条及び第16条において同じ。）を経て教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>堺市職員の通勤手当に関する規則（平成18年規則第95号。以下「市規則」という。）</u>第2条各号（第4号及び第5号を除く。）のいずれかに該当する場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(自転車等の使用に係る通勤手当)</p> <p>第10条 準用職員給与条例別表第7に規定する教育委員会規則で定める職員については、市規則第10条の3の規定の例による。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> | <p>(届出)</p> <p>第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その通勤の実情を速やかに校長（准校長及び園長を含む。次条及び第16条において同じ。）を経て教育委員会に届け出なければならない。<u>この場合において、堺市職員の通勤手当に関する規則（平成18年規則第95号。以下「市規則」という。）</u>第2条第7号に規定する場合に係るものであるときは、<u>教育委員会が必要と認める書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>市規則第2条各号（第4号及び第5号を除く。）</u>のいずれかに該当する場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(自転車等の使用に係る通勤手当)</p> <p>第10条 準用職員給与条例別表第7の備考1に規定する教育委員会規則で定める職員については、市規則第10条の3の規定の例による。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(準用職員給与条例別表第7の備考2の規則で定める施設等及び額)</u></p> <p><u>第10条の2 準用職員給与条例別表第7の備考2に規定する教育委員会規則で定めるものは、市規則第10条の4第1項及び第2項の規定を準</u></p> |

(追給及び返納)

第12条 準用職員給与条例第17条第5項の教育委員会規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) (略)
- (2) 市規則第2条第2号に掲げる事由により通勤手当の額が改定され、又は支給要件を欠くこととなった場合(前号に掲げる事由により通勤手当の額が改定され、又は支給要件を欠く場合を除く。)

(3)・(4) (略)

2 (略)

用する。この場合において、「市長」とあるのは「教育委員会」と、「条例第16条第2項」とあるのは「準用職員給与条例第16条第2項」と、「条例別表第7」とあるのは「準用職員給与条例別表第7」と読み替えるものとする。

(追給及び返納)

第12条 準用職員給与条例第17条第5項の教育委員会規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) (略)
- (2) 市規則第2条第2号又は第7号に掲げる事由により通勤手当の額が改定され、又は支給要件を欠くこととなった場合(前号に掲げる事由により通勤手当の額が改定され、又は支給要件を欠く場合を除く。)

(3)・(4) (略)

2 (略)